

平成26年4月1日港区暴力団排除条例施行

公の施設からの暴力団排除

「暴力団の活動を助長する」^{または}
「暴力団の運営に資する」

と認められるときは、公の施設の利用を拒否します！



区民センターや区民斎場、スポーツ施設等の区が設置する公の施設が、暴力団の威力誇示やその活動を助長する場とならないよう、利用の目的や内容が「暴力団の活動を助長する」または「暴力団の運営に資する」と認められるときは、施設の利用を拒否し、区民や施設利用者の安全を確保します。



港区
Minato City